

## 板橋区消費生活相談員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

### (目的)

- 第1条 この要綱は、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第19条第1項に基づき、板橋区が板橋区消費者センター(以下、「センター」という。)において実施する区民の消費生活に関する相談事業を円滑かつ効果的に行うため、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。)に基づき、板橋区消費生活相談員(以下、「相談員」という。)の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 相談員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (職務)

- 第2条 相談員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 消費生活相談に関すること。  
(2) 消費者被害防止等を目的とした区民に対する啓発事業に関すること。  
(3) 前各2号に掲げる職務に付随する事項

### (設定数)

- 第3条 相談員の設定数は、6人とする。

### (任用)

- 第4条 相談員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の3に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等一部を改正する法律(平成26年法律第71号)附則第3条第1項のみなし合格者を含む。)  
(2) (一財)日本消費者協会主催の「消費生活コンサルタント」養成講座を修了した者  
(3) (一財)日本産業協会の「消費生活アドバイザー」として資格認定されている者  
(4) 国民生活センターの「消費生活専門相談員」として資格認定されている者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、産業経済部長が別に定める。  
3 相談員の任用は、発令通知書(別記第1号様式)による。  
4 相談員の任用に当たり、勤務条件通知書(別記第2号様式)を交付する。

### (任用決定者の提出書類)

- 第5条 相談員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書  
(2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し  
(3) 資格を証明するもの(写し可)  
(4) その他産業経済部くらしと観光課長(以下「課長」という。)が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更があるときは、その都度すみやかに届けなければならない。

### (任期)

- 第6条 相談員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、次の各号に掲げる要件を備えている者については、会計年度においてその任期を更新することができる。
- (1) 任用期間の勤務実績が良好であること。  
(2) 健康でかつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

### (分限)

- 第7条 相談員に対する分限は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の分限に関する条例(昭和35年板橋区条例第14号)の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 相談員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 相談員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 相談員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月16日とし、勤務日は課長が定める。
  - (2) 勤務時間は、1日につき7時間とする。
  - (3) 相談員の正規の勤務時間は午前9時から午後5時まで（次号の休憩時間を含む。）とする。
  - (4) 相談員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、相談員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 相談員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第12条 相談員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第13条 相談員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第14条 相談員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第15条 相談員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第16条 相談員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第17条 相談員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第18条 相談員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和59年板橋区規則第10号）の定めるところによる。

(人事評価)

第19条 相談員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成8年板橋区訓令第20号）の定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月21日区長決定)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 発令通知書

(氏名)	
(所属)	産業経済部くらしと観光課
(発令内容)	<p>職名 板橋区消費生活相談員</p> <p>任用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</p> <p>報酬 会計年度任用職員の給料及び報酬の額を定める規則のとおり</p>
令和 年 月 日	
発令権者 板橋区長	

## 勤務条件通知書

令和 年 月 日	
様	事業場名称・所在地 任命権者職氏名
契約期間	期間の定め有り(※) (令和 年 月 日～令和 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
勤務日数、始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数 2 始業・終業の時刻等 始業( 時 分) 終業( 時 分) 3 休憩時間( 分) 4 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区消費生活相談員設置要綱第10条のとおり
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他( ) ・非定例日；週 月当たり 日、その他( ) ○詳細は、板橋区消費生活相談員設置要綱第10条のとおり
休暇	1 年次有給休暇 繰越； 日 付与日数； 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり 2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
報酬	1 基本報酬・イ 月額( 円)、ロ 日給額( 円)、 ハ 時間額( 円) ニ その他( 円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ( 手当 円/ : 計算方法: ) ロ( 手当 円/ : 計算方法: ) ハ( 手当 円/ : 計算方法: ) ニ( 手当 円/ : 計算方法: ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超( )%、所定超( )%、法定内( )% ロ 休日 法定休日( )%、法定外休日( )%、 ハ 深夜( )% 4 報酬締切日－毎月 末日 5 報酬支払日－毎月15日 ※その他(期末手当等)は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のとおり
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 [ ]
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合(短期組合員)：有・無 ・雇用保険の適用(有・無) ・その他(年度途中の増額・減額改定により、上記の報酬等が変更になる場合あり)

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他( )]
-------	---